第54回 吹田市情報公開運営審議会

- 1 日時 令和3年8月23日(月) (開会)10時00分 (閉会)11時05分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室
- 3 案件 (1)会長・副会長の選任
 - (2) 令和2年度 情報公開制度の運用状況について
 - (3) その他
- 4 出席委員

(会長) 木下 智史 (副会長) 荒木 晋之介 磯野 新 竹原 佳子 筒井 枝美子 西形 方良 春貴 勇力 山口 正樹 山根 茂男

5 欠席委員

相馬 孝

6 出席市職員(事務局)

市民部長 髙田 徳也

市民総務室長 中川 久一 参事 川本 義一 主幹 井手本 治夫

7 傍聴者

無し

8 議事要旨

事務局: ~委員紹介、事務局紹介~

~案件(1)会長、副会長の選仟について

互選により会長職に木下委員、副会長職に荒木委員が就任~

事務局: ~案件(2)令和2年度 情報公開制度の運用状況について

資料に基づき説明~

委員: 部分公開・非公開とした理由別件数のところに第5号(法令秘情報)1件 とあるが、これは具体的にはどのようなものか。

事務局: 審査請求に係る手続きとして提出された口頭意見陳述に係る質問趣意書に 添付された新聞記事のコピーについて公開請求されましたが、本市情報公開 条例第24条の2において、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続きは、 公開しないと規定されており、非公開決定したものです。

委 員: 都市計画部での決定件数 98 件のうち、26 件については複数の請求人から 毎月同様の請求がされているとあるが、具体的にはどのようなものか。

事務局: 建設リサイクル法に基づく工事の届出台帳について、毎月公開請求がされています。

委員: 業者が事業についての情報を請求しているという理解でよいか。

事務局: お見込みのとおりです。

委 員: 吹田市で都市計画上の大規模な事業が進行していることによるものか。

事務局: 特にそういうわけではありません。

委 員: 審査請求の積み残しについて最長のものはいつ請求された案件か。

事務局: 平成29年度の案件で継続審議中のものが残っています。請求人と実施機関との意見書のやり取りが続いていますが、請求人から意見書を提出する意思表示はされても中々提出されず、審議が間延びしている状況にあります。

委 員: 個人情報保護に関する審査請求案件も情報公開に関する審査会で審査を 行っているのか。

事務局: お見込みのとおりです。

委 員: 個人情報保護と情報公開と別々の審査会を設けるものではないのか。

事務局: 確かに別々に審査会を設けている自治体もありますが、近隣市でも本市と 同様に個人情報保護と情報公開の審査会を統合して設置している自治体もあ ります。

委員: 審査請求案件には複雑なものもあるため、闇雲に早く処理すべきとは言えないが、正常な状態とは言えないことも確かだと思う。

委 員: 公開請求の取下げとはどのようなものか。

事 務 局: 公開請求後、請求人と実施機関のやり取りの中で、こういった情報であれば公文書公開請求の手続きに依らずとも情報提供できると判明し、請求が取下げになったり、また、工事等の金入り設計書を求めたが、金入りでは公開されないことが分かり、請求が取下げられることがあります。いずれにしても、請求人とできるだけコミュニケーションを取ってもらうよう実施機関に働きかけています。

委 員: 情報公開と情報提供の切替えはどのような運用で行っているのか。

事務局: 具体的な基準があるわけではなく、各担当室課で判断しています。例えば 過去のデータ的なものを求められた際に、既に議会等へ提出した資料に類似 のものがあった場合、請求人が了承されれば情報提供に切替え、当該資料を お渡しすることがあります。

事務局: ~案件(3)その他として、令和3年6月に個人情報保護委員会から示された「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方」について説明~

委 員: 個人情報保護条例の改正が必要ということか。

事務局: お見込みのとおりです。

委 員: 当審議会自体には影響がないという理解でよいか。

事務局: 今後、国からガイドライン等が示される予定であり、各市の対応等も情報 収集する必要があると考えています。本市では、当審議会のほかに個人情報 保護審議会も設置しており、審議会の在り方も含めて大きな改正が必要とな る可能性もあるかと考えています。

委員: 法改正により、本市の個人情報の開示基準は緩くなるのか。

事務局: 個人情報保護の規定が緩くなるとは考えていません。オンライン結合などについては、個人情報保護審議会で審議できなくなりますが、市のセキュリティポリシーに基づいて安全管理措置はしっかりと執られていくことになります。

委 員: 法改正により全体像はどのようになるのか。

事 務 局: 国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法、民間事業者を対象とした個人情報保護法の三法がひとつに統一されます。また、国が法を定めるよりも早く各自治体がそれぞれ条例を定めたことにより、自治体の数だけ、個人情報の取扱いに関するルールがあるとされており、今回の法改正により各自治体の条例も法の下に個人情報に係るルール、規律を統一することになります。それに伴い、条例のイメージとしては個人情報保護法施行条例ということになり、市独自の基準は設けることはできなくなると考えています。また、個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が一元的に所管し、行政機関等に対して指導や助言、勧告等をすることができることになります。